

令和2年度第2回男女共同参画施策推進本部会議・幹事会からの意見及び欠席される委員からの意見

参考資料

	頁	意見	対応(事務局案)
1	1.内容の変更	4,5,31 27頁「計画の基本理念」で多様性の尊重が掲げられているが、課題認識の部分で多様な性のあり方や性的マイノリティに対する課題や動きが触れられていない。	4頁「大阪府の動向」においてLGBT理解増進条例の成立等、大阪府におけるLGBTをめぐる動きの記述を追加する。 5頁「改定プラン策定の目的」に、LGBTをめぐる法的、全国における制度的な動きと多様性への理解促進に向けた課題等の記述を追加する。 31頁2の取り組み上から2つ目「男女平等に基づいた性に関する教育の充実」の取り組み内容に、「また、市の施策全般に多様性の視点を反映させるべく、市職員に対する意識啓発を図ります。」を追加する。
2	1.内容の変更	12,14,16,46 一事業者としての八尾市の課題の取り扱いについて 八尾市全体の状況と一事業者としての八尾市役所の状況が同一レベルで掲載されており、八尾市全体に関する課題なのか、八尾市役所における課題なのか混在し、具体的な施策の方向性が不明確となることが懸念される。	5頁「改定プラン策定の目的」において、市がモデルとなって率先して、ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しの取り組みを進めていく旨を記載する。 46頁「計画の数値目標一覧」については、市全体における取り組みと、八尾市役所における取り組みを分けて表示する。
3	1.内容の変更	12 「(9)待機児童数の推移」 平成27年度からの子ども・子育て新制度移行から年数が経過し、待機児童ゼロは達成している。令和3年度スタートの6次総合計画、施策2の施策指標もそのように提案している。第2期子ども子育て支援事業計画(こどもいきいき未来計画後期計画のP80以降)と連動させ、「教育・保育給付」に合わせるほうがよい。	タイトルを「(9)教育・保育給付の確保の推移」に変更し、文章を変更する。
4	1.内容の変更	46 12の取り組み上から2つ目「市の管理監督職等への女性の登用の推進」⇒「管理職」としてはどうか。監督職と管理職では全く違う。	「教育・保育給付の確保方策」を指標とする。 目標値は第2期子ども子育て支援事業計画と連動し、令和6年度の目標値を参考として掲載する。
5	1.内容の変更	15 12の取り組み上から2つ目「市の管理監督職等への女性の登用の推進」⇒「管理職」としてはどうか。監督職と管理職では全く違う。	指標は原則として変更しないため、14ページ「2前期計画の目標の評価」において、管理職の割合に言及する。
6	1.内容の変更	26 第3段落「市では」の後に追加を提案。	文言を追加する。 「市では、校区まちづくり協議会などの地域の組織において、役員の大半が男性だという状況にあるため、女性の役員が孤立しないように、防災など、地域につながる様々な課題をテーマに…」とする。
7	1.内容の変更	27 「1計画の基本理念」上から6行目「多様性を尊重する一方で、「性別にかかわらず」は男女の性別に立った表現であり、矛盾を感じる。 性的マイノリティも含めた多様性を指すのかも意識し、ある程度使い分けする必要がある。	【億委員からの意見】 男女共同参画と多様性の尊重は、それぞれ別々の課題ではなく連続性のあるものとする。 固定的な性別役割分担意識、ジェンダーバイアスからの解放により、性別にかかわらず活躍できる男女共同参画社会が実現することで、多様性が尊重される社会・誰もが自由に活躍できる社会につながっていく。 男女共同参画社会は多様性が尊重される社会へのステップである。その実現にはまだまだ課題があり、性別に着目した取り組みは必要である。男女共同参画社会の実現が、多様性への理解促進の基盤となるという考え方を基軸とすべきではないか。 そこで、27頁「計画の基本理念」を次のように変更する。 「本プランにおいては、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を踏まえ、性別に関わりなくすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。 そのため本プランの基本理念は、前計画の基本理念を尊重し、「誰もが活(い)き活(い)きと活躍できる共同参画社会へ」とします。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進することにより、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会を実現してまいります。」
8	1.内容の変更	28 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり 第4段落 性的マイノリティに対して「女性であること」が複合的な課題となるのか。 「性的マイノリティ」と「女性であること」は、同じ性に関する課題であることから論理的に矛盾する。そのため性的マイノリティは除くほうがよい。 また、「性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等」は同和問題以外を「問題」として捉えてしまうこと自身が問題である。あくまで「人権課題」が存在するという表現に改めるべきである。	「性的マイノリティ」「セクシュアルマイノリティ」について表現を検討する。 第4段落を次のように変更する。 「そして、様々な人権課題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。」

	頁	意見	対応(事務局案)
9	1.内容の変更	33 ハラスメントについては、文中にセクシュアルハラスメント(19頁「あらゆる暴力の根絶について」の文中、20頁13行目、36頁表10)、マタニティハラスメント(33頁表5)、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等(40頁文中7行目)の取り扱いがバラバラである。 ・19頁：暴力として「セクシュアルハラスメント」をあげている。 ・20頁：暴力として「セクシュアルハラスメント」をあげている。 ・33頁：働き続けやすい職場環境の課題として「マタニティハラスメント」をあげている。 ・36頁：就労間場における男女の均等な機会の確保の課題としてセクシュアルハラスメントを捉えている。 ・40頁：あらゆる暴力の根絶の対象として「セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント」をあげている。 防止すべきハラスメントのうち代表的なものは「セクシュアルハラスメント」であることは疑いが無い。しかしその中で、暴力の防止、職場環境の改善の中に「マタニティハラスメント」が混在しているため、その整理が必要である。セクシュアルハラスメントに統一してはどうか。	33頁「マタニティ・ハラスメント等」を「セクシュアル・ハラスメント等」に変更する。 40頁基本課題9第3段落目「セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため」を「セクシュアル・ハラスメント等を防止するため」に変更する。
10	2.内容の変更	37 11の取り組み名 「地域で活動する団体等への女性の参画促進と地域活動における男女共同参画の推進」 取り組み内容(下から2行目) 「女性がさらに積極的に地域活動へ参加できるように働きかけます。」	11の取り組み名 「地域で活動する団体等への女性の参画促進と地域活動における男女共同参画の促進」 取り組み内容(下から2行目) 「女性が団体の役員等を担うなど地域のまちづくりにおける男女共同参画の取り組みを促進します。」
11	1.内容の変更	44 様々な困難を抱える人々への包括的な支援について、地域共生社会の実現に向けた取り組みとの連動はどのように位置づけるか。	基本課題11の方向性について、意見№28を踏まえ、以下の通り変更する。
12	1.内容の変更	44 基本課題11の取り組みの方向性について、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という視点を強調してはどうか。	「生活困窮や介護・介助を必要とする人など、様々な困難を抱える人々に対し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、地域、団体、事業者と連携して支援を行います。さらに、 様々な人権課題 についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めるべく、啓発を進めます。」
13	1.内容の変更	44 基本課題11の3つの施策について、ひとり親家庭への支援のみを前出しするのではなく、生活困窮の中にひとり親家庭も包含し、 18 生活困窮者の自立に向けた支援の充実 を一つの施策としてはどうか。	国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方においても、貧困を一つの大きな課題として位置づけていることから、 18 生活困窮者の自立に向けた支援の充実 19 介護・介助を必要とする人への福祉の充実 20 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援とする。
14	1.内容の変更	45 20の取り組みの上から2つ目「複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援」、3つ目「人権尊重の観点からの配慮」について 認知症の方々を中心とした権利擁護の視点についても触れてはどうか。	令和3年度からの機構改革を踏まえ、取り組み内容及び担当課を改めて精査する。
15	2.表現の変更	5 上から6行目 「・・・様々な転機において活躍する形を自ら選択し、」	上から6行目 「・・・様々な転機において自己決定し、」に変更する。
16	2.表現の変更	5 上から7行目 「多様な視点を持って活躍できる」	上から7行目 「多様な生き方で活躍できる」に変更する。
17	2.表現の変更	5 第2段落上から3行目 「男性の家庭生活への参画」 家庭生活への「参画」という言い方に違和感を感じる。	2段落目2行目から 「・・・政策方針決定過程への女性の参画が十分ではなく、家事は女性が担っていることが多い状況です。」に変更する。
18	2.表現の変更	11 「(7)女性の審議会等における女性委員割合の推移」の説明(減少傾向にある)と14ページの評価(策定値からは上昇)とに違和感を感じる。	15ページ欄外に、評価については策定値からみた現状値がどうであるかを評価したものである旨を記載する。
19	2.表現の変更	13 「(11)乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移」の説明(横ばい、微増)と15ページの評価(策定値からは減少)とに違和感を感じる。	15ページ欄外に、評価については策定値からみた現状値がどうであるかを評価したものである旨を記載する。

	頁	意見	対応(事務局案)
20	2.表現の変更	14 上から6行目「小・中学校の管理職(校長、教頭)に占める女性の割合)」	「小・中・義務教育学校の管理職(校長、教頭)に占める女性の割合)」とする。 46頁基本目標Ⅱの指標名称も同様に変更する。
21	2.表現の変更	14 第3段落2行目「…が増加しているものの、」	「…が増加しているものの、依然として低く、」
22	2.表現の変更	16 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について 第1段落の文章中に「性別にかかわらず」を明記すべき。	意見7を踏まえ、3行目に追加する 「…自己実現を可能にするなど、誰もが社会的責任を果たすとともに、」
23	2.表現の変更	17 「市が率先して女性自身の意欲を高め」という記述は、意欲が低いように読み取られる。	「市が率先して女性自身の意欲を高め、」を削除する。
24	2.表現の変更	19 4行目「女性の公正な職場復帰」 復帰する側と、休業中の職場を守ってきた側と、それぞれ思いはあるため、それらが分断されてしまうことのないよう、表現を工夫してはどうか。	「女性の円滑な職場復帰」とする。
25	2.表現の変更	19 7行目「…生活様式を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりが…」 新しい生活様式からの多様な働き方ができる環境づくりについての記載なので、あえて強調する必要はないのではないか。	「また、働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大などの非常時を想定した新しい生活様式を踏まえ、一人ひとりがリモートワークなどの柔軟で多様な働き方ができる環境づくりが企業に求められています。」(「性別にかかわらず」を削除)
26	2.表現の変更	19 8行目「…働き方ができる環境づくりが企業に求められています。」 民間企業だけの印象を受ける。	8行目「…働き方ができる環境づくりが事業所に求められています。」に変更する。
27	2.表現の変更	19 「基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり」についての課題 ○女性を含む様々な人々の健康づくりの推進について 第3段落2行目「また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、…」 昨今に限ったことではない。	「また、うつ病等の心の病も依然として問題となっており、…」に変更する。
28	2.表現の変更	23 ○子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進について 下から3行目「セクシュアルマイノリティ」について 計画の中で「性的マイノリティ」と二種類の表現が使われている。表現を統一する必要があるのではないか。	統一に向けて表現を検討する。
29	2.表現の変更	28 基本目標Ⅱ第2段落3行目、「様々な分野で「女性の力」が十分に発揮されるよう支援を進めます。」の表現の変更を提案。	「様々な分野で、女性が自分らしく活躍できるようにしていきます。」に変更する。
30	2.表現の変更	30～ 他の表記と統一するために、「女性活躍推進室」を「政策推進課」としてはどうか。	「政策推進課」に変更する。
31	2.表現の変更	30 本文4行目「…将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。」 保育所、認定こども園等も含む記載としてはどうか。	「…将来を見通して自己形成ができるよう学校等における教育を推進します。」(「等」を追加。)
32	2.表現の変更	33 基本課題4の2行目「男性が家庭責任を担える…」の表現の変更を提案。	「男女がともに家庭責任を担える…」に変更する。
33	2.表現の変更	35 8の取り組み内容「感染症拡大により、テレワーク等の多様な働き方が広がりがつあることを踏まえ、…」	「広がっており」に変更する。
34	2.表現の変更	43 17の取り組み「防災分野における女性の参画拡大」の取り組み内容2行目「消防団へ」	「消防団への」に変更する。
35	4.誤字の訂正	27 以前 → 依然	修正する。
36	5.その他	5 第4段落上から2行目 「アンコンシャスバイアス」は用語解説が必要	用語解説に追加する。
37		15 「女性委員の参画がない審議会等の数(休会中を除く)」について、「女性委員の参画がある審議会等の数」としてはどうか。	変更しない。 今回は中間見直しのため、指標を途中で変更することができない。統合・新設等により、総数変動するため、取り組み効果の経年比較ができない。
38		15 「DV被害に対する相談窓口の認知度(「相談窓口を1つも知らない」人の割合)について、「相談窓口を知っている」人の割合としてはどうか。他の設問と比べて、視点の切り替えが必要な指標となっているため、値が上昇したことが評価につながるなど、統一した方がよいのではないか。	変更しない。 今回は中間見直しのため、指標を途中で変更することができない。次回策定の参考とさせていただきます。

	頁	意見	対応(事務局案)
39	28	「基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進」について、現在の方向性としては「女性活躍」よりも「多様性」であると感じる。説明文にはそのことがよく表現されているが、表題となる基本目標が「女性の活躍推進」のままになっている。	変更しない。 今回は中間見直しのため、基本目標は変更しないこととしている。加えて、基本目標Ⅱは女性活躍推進法に基づく市町村計画として位置づけることから「女性の活躍推進」を掲げる必要がある。
40	30	「保育士」→「保育教諭」としてはどうか。	変更しない。保育士資格と幼稚園教諭資格を有する人が認定こども園で働く際に「保育教諭」と呼ぶが、資格の名称ではない。そのため、「保育士」と「教職員」を併記することで網羅できる。
41	38	「市の管理監督職等への女性の登用の促進」「女性の参画を推進するための研修や学習企画の提供」について、水道局の人事担当、市立病院の人事担当を追加してもよいのではないか。	追記しない。 昇任昇格を総合的に担う部門として人事課・総務人事課(教育委員会)を記載している。研修においても、市長部局は人事課(人材育成担当)が主となるため。